

電気供給業を行う法人の法人事業税（収入金額課税）について

電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額（等）課税となります。

電気供給業は、事業の実態として電気を供給している事業をいい、電気事業法に規定する電気事業者が行うものに限りません。

各事業年度の法人事業税は、送配電事業であれば収入金額のみを、小売電気事業等^{※1}、発電事業等^{※1}及び特定卸供給事業^{※2}は資本金の額又は出資金の額に応じて、収入金額と併せて所得金額又は付加価値額や資本金等の額を課税標準として法人事業税額を算定し、申告していただきます。

ただし、準備段階などで電気供給業を開始していない期間は、所得等課税（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合は、外形標準課税の対象）となります。

※1 小売電気事業等及び発電事業等については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※2 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額（課税標準額）} = \text{●収入すべき金額の総額} - \text{▲控除すべき金額}$$

● 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。（主なものは以下のとおり）

- 各種電灯料収入
- 各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）
- 遅収加算料金
- せん用料金
- 電球引換料
- 配線貸付料
- 諸機器貸付料
- 受託運転収入
- 諸工料
- 諸設備貸付料
- 水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- 事業税相当分の加算料金等

▲ 控除すべき金額

主なものは以下に掲げる収入金額です。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 電気事業法第28条の40第2項の交付金
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 非F I T非化石証書購入費相当額
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条の賦課金
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料 等

○税率

区 分		事業税の区分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する事業 年度	R2.4.1以後に 開始する事業 年度
電気供給業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く）		収入割	1.0%	1.0%
電気供給業 （小売電気事業等・発電 事業等・特定卸供給事業 に限る）	資本金又は出資金が1億円超の普通法人	収入割	1.0%	0.75%
		付加価値割	-	0.37%
		資本割	-	0.15%
	資本金又は出資金が1億円以下の普通法人等	収入割	1.0%	0.75%
		所得割	-	1.85%

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度からとなります。

電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合

原則 電気供給業とそれ以外の事業（所得等課税）の事業を併せて行う法人の事業税額は、各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額となります。

例外 従たる事業が主たる事業に対して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって事業税額を算定します。

※「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の業務を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

申告の方法

小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人の場合は、第6号様式(その2)で、これらの事業以外の電気供給業を行う法人の場合は、第6号様式により申告を行ってください。

➤地方税ポータルシステム（通称「eLTAX：エルタックス」）を利用して、インターネットから申告することもできます。

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要となります。

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 貸借対照表及び損益計算書
- 雑収入の内訳書
- 所得の金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し
- その他、収入金額算定に関する基礎資料
- 【2以上の都道府県に事務所等を有する場合】課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）

小売電気事業等・発電事業等を行う法人の課税標準となる所得金額等の算定

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、小売電気事業等・発電事業等を行う法人については、**所得割が課税される**こととなりますが、課税標準となる所得金額は、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

また、外形標準課税法人の付加価値割及び資本金等の額についても、所得等課税事業の計算の例により算定します。

なお、所得金額の計算における繰越欠損金については、以下の**経過措置**があります。

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下、「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。